

第 14 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

第 14 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 4 月 28 日（金） 13：29～15：27

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔今後の施策の方向（基本計画等）〕

3. 閉会

【配布資料一覧】

議事次第

- 資料 1 基本法検証部会委員名簿
- 資料 2 今後の施策の方向（基本計画等）
- 参考資料 食料・農業・農村基本法

午後 1 時 2 9 分 開会

○政策課長 では、ただいまから第14回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員が所用により御欠席との連絡を受けております。

また、吉高委員は、所用により遅れて出席されると伺っております。

現時点での委員の出席者は18名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容を確認いただきたいと存じますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 皆様こんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、こうして毎回御案内を差し上げて、そして御出席を賜っておりますことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

早いもので、第10回の基本法検証部会から今後の展開方向について御議論をいただいておりますが、今回は第14回ということで、基本計画等の今後の施策の方向について御議論いただくと伺っておるところでございます。

いよいよゴールが間近になってまいりましたが、先生方の活発な御意見をいただきたくお願いを申し上げて御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○政策課長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、15時30分まで開催する予定でおります。

今御紹介いただきましたとおり、本日は第14回目で、基本計画等の今後の施策の方向について御議論をいただきたいと思います。前回同様、意見交換の際には委員の皆様の間で議論ができるように進めていきたいと考えておりますので、御留意いただければ幸いに存じます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。

資料2の「今後の施策の方向（基本計画等）」に基づいて説明をさせていただきます。

今回は、食料・農業・農村基本計画、食料自給率の目標、さらに不測時における食料安全保障、あと行政機関及び団体等について取り上げさせていただいております。

それでは、まずお手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず1ページでございます。

現行基本法において基本計画が位置付けられた背景でございますけれども、旧農業基本法には基本計画という仕組みがなかったわけですが、それによって実態が変化しても、旧農業基本法において書かれている基本的施策をフォローする仕組みがなかったという中で、旧基本法で掲げる施策と実際に行われている施策とのかい離が出てきたと。

こういう反省に基づきまして、現行基本法の策定においては、基本法に定める基本理念、方向性を実効性ある施策をもって担保できるようにするという事で、基本計画を法律に規定して、5年ごとに、その時々の方勢に対応した施策を位置付けていくという事で、政策の改革の方向性が実効性の高い施策によって担保されるようにしたという事でございます。

次に2ページ、自給率でございますけれども、自給率については、基本法の食料の安定供給の確保のためには、国内の農業生産の増大を基本として、これに輸入と備蓄を組み合わせるといふ方向は出ていたわけですが、自給率につきましては、もともと当時、食料自給率というものは既に存在して、それに対して生産者・消費者が不安を抱いていたという背景もございまして、カロリーベースの食料自給率につきましては、国内で生産される食料が国内消費をどの程度充足しているのかということを示す指標でございますので、国内で生産される食料を国民が消費するという過程を通じて決まるといふこともありまして、国内生産について農業者、食品産業事業者等が行う取組、あと国内消費について消費者等が行う取組というものを示すものとして適切なんではないかというようにことで採用されたというふうに考えております。

次に2、現行の基本計画について書いた条文について記載をさせていただきます。

次に3ページの3でございますけれども、基本法制定後の情勢変化、あと今後20年を見据えた課題と対応方向ということでございます。

まず(1)でございますけれども、基本法の基本理念と基本計画のかい離ということで

ざいます。

基本計画は先ほど説明したとおり、基本法に掲げる基本理念等を、実効性ある施策をもって担保できるということを定めたものでございますけれども、2つ目のパラにありますとおり、この部会においても議論してきましたけれども、基本法制定後20年が経過する中で、基本法制定時には想定していなかった、あるいは想定を超えた情勢の変化があったということで、基本法の理念自体が実態に合わなくなっているという側面もある一方で、ただ基本計画は5年ごとに見直しをしますので、情勢変化を踏まえた政策というのに変化していったという中で、基本法に求めるような基本理念と基本計画に定められている施策というのかい離が出てきたということでございます。

「例えば」というところにありますけれども、昨年の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で示された、農水省が取り組む重要施策ということで、農林水産物の輸出、みどりの食料システム、スマート農業というものが掲げられておりますけれども、これらの施策につきましては現行基本法の基本理念とどういうふうに関係するのかということが必ずしも明らかではないというものであります。

このように、現行の基本計画というのは、時々的情勢の変化に対応していくという結果、基本法の定める基本理念や基本的施策の中にかい離が生じてきたと、そういう問題があるのではないかというふうに考えております。

4ページでございますけれども、やはり問題、情勢の大幅な変化が生じた場合というのは、基本法自体を見直すということが必要だというふうに考えておりますので、基本法を見直すという中で、基本計画については基本法に掲げる基本理念や方向性を実効性ある施策をもって担保する、できるようにするという基本計画の本来の性格というのを再確認する必要がありますのではないかというふうに考えております。

(2)基本計画の見直し方向についての提案でございます。

現行基本法制定から20年が経過をして、食料安全保障をめぐる情勢というのは多様化して、複雑化しました。1990年代、基本法が作られたわけですがけれども、食料をめぐる国内外の情勢は比較的安定していたということで、国内で競争力の高い農業構造を実現するということが、食料安定供給を実現するという絵を描いていたわけで、基本的に国内事業者の努力をもって食料安定供給を達成すると。ただ、今日では世界の食料生産の不安定化、国内における急速な人口減少など国内の農業者や食料産業事業者の努力だけでは克服できないような課題というものが多く発生しているのではないかと。

こういうふうなことを考えた場合に、現行基本計画については、特に食料安全保障に関して、国内外の情勢変化の把握が不十分、あと情勢変化を踏まえた課題というものの把握が不十分、あと課題設定が不十分なので、適切な政策の評価ができない、あと課題解決のために政策を見直し、それを踏まえた情勢下で基本理念を実現していくということができていないという課題があるのではないかというふうに考えています。

以上のことを考えますと、基本法において、食料安全保障を、平時から国民一人一人に食料を届けるということと位置付けた上で、平時からの食料安全保障を実現するという観点から、基本計画について現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策、その施策の有効性を測るためのKPIの設定というのを行う方向で見直してはどうかというふうに考えています。

これまでと同様、5年に1回、PDCAサイクルによって施策の見直し、KPIの検証を行うこととしてはどうかと。

そのヒントとなるものとして、第3回の検証部会でも提案しましたイギリスの食料安全保障レポート、これは右側に書いているように、法律で①から⑤に関する5つのテーマについてレポートを出す。ただ、この5つのテーマについてはかなり細かい小テーマにおいて、指標、ケーススタディで構成をされているという形で、こういったレポートの作成が法律で義務付けられているということでございますので、基本法においてもこのようなものを参考に、これは例示でございますけれども、世界の食料供給能力、我が国の食料供給、我が国の食料・食品市場の動向及び消費者の信頼、環境負荷を低減する持続可能な農業・食品産業、個人レベルでの食料安全保障といったようなテーマを設定して、それぞれのテーマについて指標を提示しつつ、現状の把握、その分析に関する課題の明確化、課題解決のための具体的施策の検討、施策の評価を行うこととしてはどうかというふうに提案をさせていただきたいと思えます。

例示として、分かりやすく、6ページの表を用意しました。これは、例えば施策の課題として、肥料の安定供給、生産資材の中でも農業の持続的な発展のために重要でございますけれども、そういったものについて情勢の分析としては、現下においては例えば資源が特定国に偏在するといったこととか、世界的な需要の増大の中で、例えば価格が上昇傾向にあると。そういった中で課題の明確化としては、特定国に偏在する中で経済安全保障上のリスクというのが発生してくる、あと価格の上昇が農業経営のコスト増につながっていると。

こういった課題を克服するための施策として、例えば資源外交等によって安定的な輸入を確保する、適切な備蓄を行う、適正な施肥を行って肥料を削減していく。あと国内にある資源を有効活用していくと。

今までの基本法ならば、「食料に関する施策」「農業に関する施策」と分かれて書かれていたものを、1つのテーマについての施策として書いております。

それを踏まえて施策の評価として、これは極めて例示的なものとして置いたものですが、輸入に依存するものを低下させていくといったものをもって測るといような、こういうイメージのものを様々な課題について作っていくということにはどうかというふうに考えております。

次に7ページで、食料自給率の扱いでございます。食料自給率は先ほど言いましたとおり、国内の生産を拡大するということで、食料の安定供給と多面的機能の発揮が図られると。あと望ましい消費を実現することによって、国民が健康で充実した生活を送ることが図られると。

という中で、自給率というのは国内生産が分子、あと望ましい食生活が分母に反映されるものということとして、食料自給率というのは、これらの基本法で求めるような基本理念の実現を体現する目標として捉えられてきたというふうに言えると思います。

しかしながら、これまで議論をしてきたような情勢変化というのを考えますと、輸入リスクが高まる中で国内生産を効率的に増大するという、自給率をもっと高める重要性というのは以前にも増している一方で、国民一人一人の食料安全保障の確立であるとか、輸入リスクが増大する中での食料の安定的な供給、あとカロリーベースの自給率に反映されない生産資材の安定供給、あと海外を視野に入れた農業・食品産業への転換、あと持続可能な、環境に配慮した農業・食品産業への転換といった、今議論をしている基本理念、基本的施策についての指標としては、自給率だけでは直接に捉えられないというものがあるというふうに考えます。

以上のことから、基本計画の見直しに合わせまして、自給率目標は国内生産、あと望ましい消費の姿に関する目標の一つとして、それ以外の食料安全保障の様々な課題を含めて、課題の性質に応じて、新しい基本計画で整理される主要な課題、それに対応した数値目標、又は課題の内容に応じた目標を活用しながら、定期的に現状を検証する仕組みというのを設けてはどうかというふうに考えております。

これが1番目でございます。

2番目は、不測時における食料安全保障でございます。

現行基本法におきましては、長期的に世界人口が増大をして、世界の食料需給はひっ迫するだろうという懸念は提示されておりました。こういった観点から、国内農業生産の増大を図るということを掲げたわけですがけれども、全ての食料を国内で供給するということは不可能でございますので、不測の事態が発生した場合に、我が国への安定した輸入が困難という事態が発生したときに、どうやって国民に必要なエネルギーを供給していくかということが問題視された。

そういう観点から、こういった不測の事態が発生した場合でも国民が最低限度必要とする食料については確保するということが基本法において位置付けたところでございます。

その内容が基本法、8ページの下、9ページの頭にある第2条第4項、あと第19条というところに記載をされています。それに基づきまして、2000年の基本計画に基づきまして、2002年には「不測時の食料安全保障マニュアル」を策定しまして、これを2012年に「緊急事態食料安全保障指針」という、名称を改正して内容も変えたということで改定をしてきたところでございます。

こういった基本法制定後の情勢の変化でございます。

この不測の事態でございますけれども、基本法ができた1990年代当時というのは、1980年代以降、世界的に農産物の余剰、あと高い在庫率があったということがございまずし、あと安全保障的には冷戦終結直後ということがあって、世界の安全保障上のリスクが小さかった。あとWTOの設立の直後でございますので、自由貿易体制によって、食料の貿易を通じた調達というものの懸念が少なかった。あと、地球温暖化など、食料生産に係る環境面のリスク、これも顕在化していなかったという状況でございますので、不測の事態というのが直ちに起こり得るといふ事態というのはあまり想定できなかったというような背景があると思えます。

しかしながら、近年におきましては、まず我が国の国際的な経済的地位の相対的低下ということで、買う能力が落ちてきたということに加えて、異常気象や気候変動における食料生産の不安定化、それによって世界同時不作の可能性みたいなものも増している。

また、それに伴う価格の変動幅というのは増大をして、価格が高騰すると。そういう中で日本が十分に買えないというリスクが増えていると。

あとは、③による、そういった状況が人為的に生み出されるような地政学的なリスク。今回のウクライナの問題というのは、正にそういう問題でございます。

あとは、④は想定していなかった新型コロナウイルス感染症のような世界的なロックダウンによって、これは物流が途絶すれば、いろいろな影響が出る。

次のページでございますけれども、BSE、豚熱、鳥インフルエンザ、これも基本法制定時にはあまり想定していなかった問題ですけれども、こういった家畜疾病、また、書いていませんけれども、植物疾病などの発生に伴って供給途絶が行われるリスクというのが出てきているということで、基本法制定時と比べて、「不測時」が発生する原因というのが多様化するとともに、こういったものが発生する蓋然性というのも高まってきているのではないかというふうに考えています。

そういった観点から、不測時に対して、より一層対応を、防ぐための仕組みというのを考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

そういった観点から見ますと、現在の基本法の下での仕組みというのには、以下のような問題があるのではないかと、その解決のために不測の事態への対応についての法的な根拠、あと必要な対応の検討というのを行う必要があると考えております。

現行基本法上の問題でございますけれども、まず「指針」等の限界でございますけれども、「緊急事態食料安全保障指針」というので、「不測時」というのはどういうものなのかと。その必要な取組についての整理というのは行われましたけれども、指針は法令に基づくものではございませんので、指針自体が不測時の制約を伴う措置を行うというような根拠にはなり得ないと。

2つ目でございますけれども、不測の事態が発生した場合ということで、今は国民生活安定緊急措置法、あと個別法の措置というものを通じて対策を講ずるという必要がありますけれども、こういった個別法は必ずしも不測時の食料安全保障のために制定されたものではないと。

また、不測時には流通等の規制や資材の割当てといった、多くの省庁が一体となって取り組む必要があるというものが多いんですけれども、指針というのには農林水産省が策定したものでありますので、政府全体で意思決定を行う根拠とはならないという問題があります。

こういうことを考えますと、不測の事態への対応について必要な対応を講ずるための意思決定、あと命令を行うための法的根拠、あと具体的な措置を講ずる法的根拠、十分とは言えないのではないかと。実際に不測の事態に備える体制が十分に構築されているということとは言えない状況にあるのではないかというふうに考えています。

2点目に、「不測の事態」であることのトリガーが不明確と。

「不測の事態」の定義というのは、現行基本法2条4項にございますし、あと指針にも書いておりますけれども、実際にそういう事態がいつ発生して、今がそうなんだということを明らかにするためのトリガーというのが明確ではないと。

この部会でも紹介したイギリス、ドイツでは行政による宣言を行うとか、ドイツの場合は法規命令といったものを行うというトリガーが法令上、明確化されていると。やはり基本法見直しに当たって、こういう不測時であることというものを明確化していくということが必要ではないかと。

また、不測時の対応というのは、農水省だけでなく、広く関係省庁で取り組まなければならないということから、不測の事態に入ったというときに、そういった対応の指揮を行う体制整備、政府全体で行う体制整備を行う必要があるのではないかとというふうに考えております。

また、不測時における個別の対応、またその手続についての検証というのも十分でないのではないかとというふうに考えております。

不測時における措置の実効性を担保するためには、制約を伴う措置を講ずるための法律、またその執行等に係る他省庁との連携が必要不可欠ということで、そういったものが円滑に行われるような制度というもので担保する必要があります。

今の「緊急事態食料安全保障指針」におきましては、不測時における措置として、国民生活安定緊急措置法による生産資材確保や価格統制、あと買占め等防止法による流通規制、あと右の方に書いてある食糧法による割当てなどの措置が記載されておりますけれども、国民生活安定緊急措置法というもの自体は、石油ショックを契機として制定されたもので、物価全体の上昇というものをもって発動されるというもので、食料安全保障のリスクに広範に対応できているかということについては検証が必要ではないかとというふうに考えております。

また、こういった深刻な食料安全保障リスクが発生した場合には、食料生産を行うために必要な農地、農業者、農業機械・施設の活用、あと生産資材の優先的な配分などを、行政命令により行うといったような、制約を伴う手法というのも想定する必要があると考えておりますけれども、こういった措置を円滑に行うための法的措置について、現在で十分かどうかというようなことも検討する必要があるのではないかとというふうに考えております。

また、(4)制約を伴う措置に関する財政的な措置の検討。

不測時における対応として、状況によっては、関係事業者の事業計画の変更を行わせるといった経済行為に様々な制約を伴う義務的な措置を導入、また生産資源の集中のために休業を余儀なくされ、事業継続に問題が生じる事態、そういったものを想定しなければならず、それに伴う負担をどうするかという課題がございます。

こういった手法を円滑に進めるために、制約を伴う義務的な措置を講ずるための財政的な措置の必要性等についても検討する必要があるのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、見直しの方向ですけれども、基本法の見直しに合わせまして、不測の事態に備える以下のような措置を講ずる、検討するということが必要ではないかというふうに考えております。

1つは、食料安全保障確保体制の在り方と。先ほど言ったとおり、国民生活安定緊急措置法など、農水省以外の省庁における対応というものも多く含まれておりますので、関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方というのを検討していきたいというふうに考えております。

その際、その体制を整備する法的根拠、あと体制を整備する基準等についての検討が必要なのではないかというふうに考えております。

次に(2)不測時に求められる措置の再検証でございます。食料安全保障のリスクの程度に応じまして、備蓄の放出、買占めの防止など初期的な対応に加えまして、増産指示、流通規制、調達指示、究極的には食料の配給といったような、様々な措置が考えられるというところでございますけれども、現在、不測時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法などでは十分な対応を講じられるのか、講じられない場合には、必要な義務的措置は何かと。また、それに関連する財政的な措置の必要性について検証するということが必要なのではないかというふうに考えております。

次に3つ目の話として、行政機関、関係者の責務、また団体その他でございます。

14ページに書いている、現行基本法では、関係者の責務、農業者、事業者、農業者の努力の支援、消費者の役割等がございますし、あと後半の方に行政組織の整備、団体の再編等の規定が行われています。

これに伴いまして、今回の基本法の理念、基本的施策の見直しに伴って見直す必要があるのではないかという問題でございます。

2番でございます。今までいろいろ議論をしてきた中で、関係者の役割として、3点ぐ

ら見直しをしてはどうかというふうに考えております。

1つは、農業者の経営管理の向上への努力ということで議論を様々してまいりましたけれども、基本的に農業者が減るという中で、一経営体当たりの規模が拡大していくと。また、そういった中で雇用労働力の確保、あと生産性向上のための、例えばスマート農業の導入といったような課題が出ている。

また、適正な価格形成というのが話題になっておりますけれども、それを実施するためには、フードバリューチェーンの起点である農業者がコスト構造を把握して、それを伝達していくということが必要になる。こういったことを実現するためには、農業者の経営管理能力を向上させるということが重要でございまして、そのための努力というのが必要になるのではないかと。

2つ目は、消費者の理解の必要性。これもこれまで何回も議論をしてきましたけれども、いろいろな課題、食料安全保障に対するリスクの高まり、あと持続可能な方法で生産された農産物、食品に対する消費者の理解というのが重要になってきます。こういった問題について理解を深めて、食料消費において積極的な役割を果たすということが期待されているのではないかと。

3つ目は、関係事業者の役割の明確化と。現行基本法でも関係事業者の責務というのを書いておりますけれども、食料安全保障に必要な問題、適切な価格形成、あと個人レベルでの食料安全保障の確保というためには、生産・加工・流通・小売等の各事業者、あとNPO等の果たす役割というのも重要になってきております。

また、事業者は食品産業事業者となっておりますけれども、生産資材の安定確保ということが重要になっておりますので、そういった生産資材の生産・流通等に関わる事業者の役割というのも重要なのではないかとということで、こういった事業者が果たす役割についても基本法において明確化するというのを検討するべきではないかというふうに考えております。

次に(4)で、団体の役割等。現行基本法は団体の再編整備ということを書いておりまして、この20年間、農協系統、農業委員会系統、農業共済団体、土地改良区の再編整備というのが進んできたところでございます。

また、書いていないNPO、あとRMOといった新しいタイプの組織の役割、団体の役割というのも高まってきているというふうに考えます。

再編整備ということも重要でございましてけれども、こういった関係団体というのが、多

様化する食料安全保障上の問題、農業者・食品産業事業者の経営の発展、あと地域の農業・農村の維持・発展を図る個々の取組を後押しするといった役割が重要なのではないかとといったことで、こういったことの位置付けというのでも議論する必要があると。

なお、再編整備につきましては、特に土地改良区につきましては、この検証部会で議論しましたとおり、組合員が減っていく中で、施設の保安全管理というものを効率的にやっていくというところで、再編整備等を通じた運営体制の更なる強化が必要というふうに考えております。

最後に、フードシステムを機能させるための団体の役割と。これも何回も議論をしてきましたけれども、これまでの我が国の農業・食品産業の団体といいますと、農業者、土地改良、食品製造事業者、卸売事業者、小売業者、外食業者など、同業者による水平的な組織というのが主流でございます。

しかしながら、今ある食料安全保障上の様々な課題の解決のためには、垂直的な取組が求められる。具体的には、適正な価格形成。これはまさにコストの動向といった状況を、生産・加工・流通・小売といった需要者も含むフードチェーン全体で共有していくということが必要になりますし、需要に応じた生産、これは需要者は現場で求められているものを生産者に正しく伝えて、生産者はそれに応じて、現場が求めるものを生産、加工・流通・販売していくということが求められますし、輸出の促進につきましても、海外で求められる品質・規格や輸入規制に対応したものを生産して、販売者はそういった生産情報を正しく伝達するなど、生産から販売までが一体となってプロモーションなどに取り組んでいくということが必要でございますし、持続可能な農業・食品産業についても、持続可能な生産に取り組むためには、持続可能な生産とは何かと。また、それにはコストが掛かるということを末端まで伝えていくということが重要だと。

こういった縦方向の取組というものについて、例えば例としてEUとフランスの例を掲げていますけれども、EUでは、共通市場機構規則におきまして、農協等に当たるような生産者組織、あとその連合組織というのが規定されておりますけれども、それに加えて業種間組織、interbranch organizationsというものに並んで規定をされております。

またフランスでも、エガリム法のところでも説明をしましたがけれども、こういったinterbranch organizationsに相当する生産者組織だけではなくて、そういった人たちも参加する専門職業間組織というものが主要な品目ごとに設けられております。

我が国では、こういった垂直的な取組というのを後押しするような仕組みというのはい

りませんけれども、日本においても、こういった団体間の連携を推進するとともに、こういった垂直的な取組を行う仕組みというものの可能性についても検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明を踏まえまして皆様の御意見をいただき、議論を進めていきたいと思っております。

本日は、「食料・農業・農村基本計画、食料自給率の目標」が1つ目、「不測時における食料安全保障」が2つ目、それから「行政機関及び団体その他」が3つ目の視角として議論を整理していただきました。

この後の御発言については、今の3つのどれに該当するかということをお初めに御指摘いただきながら御発言いただければと思います。もちろん、3つ全部でも結構でございますし、特定のものに集中してお話しいただいても結構です。

ただ、それぞれ今までと同じように相互に関係していると思っておりますので、どのようにお話しいただくかは委員の皆様にお任せいたします。

この後、特段順番は指定いたしませんので、御希望のある方から挙手をお願いしたいと思います。

御発言が進む中で、その前の委員の御発言等も参照していただきながら御意見を賜れば、相互の議論という形になるのではないかと考えております。

それでは、いかがでございましょうか。

それでは中家委員が手を挙げていただいておりますので、まず中家委員からお願いいたします。その後、香坂委員お願いいたします。

○中家委員 全中の中家です。私から4点ばかり申し上げたいと思っております。

まず1点目、基本計画につきましては、策定するだけでなく、進捗管理を定期的に行う、こういうことは非常に必要であると思っております。

その意味では、4ページに「現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定を行うように見直す」ということをごさしまして、このことは是非実施をしていただきたいと思います。

ただ近年は、食料なり農業・農村をめぐる環境が非常に目まぐるしく変化してございます。従いまして、基本計画を5年に1度策定する、これはこれでいいと思うんですけれど

も、その検証を年に1回は行う必要があるのではないかなと思ってございまして、このことを明記していただきたいと思っております。

併せて、こうした情報を広く国民に共有してもらえるよう、情報発信の在り方を含めて御検討いただきたいと思っております。

2点目は、食料自給率の目標45%。これはなかなか難しいのではないかと思います、いずれにしても、この数値目標を常に意識しながら適切な施策を講じていく必要があると思っております。

その意味では、8ページの冒頭にあるように、「新たな基本計画で整理される主要な課題に適した数値目標を可能な限り設定すること」、このことについては基本的に賛成をさせていただきたいと思っております。ただ、この課題と数値目標を設定した上で、次の段階、いわゆる課題解決のための具体策やスケジュールをどう設定するのが重要でありまして、詳細につきましては引き続きの議論が必要になると思っております。

それから、3点目でございますけれども、現行基本法です。14ページにありますように、国・自治体は責務、また農業者や農業団体・事業者は努力、さらに消費者は役割ということで整理されてございますが、近年のように、めぐる情勢が非常に厳しさを増す中では、適正な価格形成や環境負荷低減の取組を前に進めていくためには、全ての関係者が主体的に問題解決に取り組む必要があると思っております、そのためには努力とか、あるいは役割の規定につきまして、もう一段書きぶりを強めることも検討する必要があると思っております。

あと、最後4点目でございますけれども、団体の役割がございまして。我々JAグループを含め、16ページに記載いただいているように、関係団体が地域農業や農村の維持・発展に向けて役割を発揮していく、このことが重要であるということは正にそのとおりであると思っております。

また、その後、地域の実状に応じて団体間の連携強化等を図ることが記載されておりますけれども、近年、自治体やこの関係団体、我々JAグループも含めて、職員数が減少している中で、改めて連携の強化は重要であると思っております。

さらに、私どもの組織、JA合併がどんどん進んでございまして、1JAがいわゆる1県域のようなJAも出てございまして、そのような中で自治体、関係団体が決して丸投げや押し付けではなく、地域農業・農村の維持・発展に向けて一体となって取り組んでいくことが何よりも重要であるということを改めて認識をしたところでございまして。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

香坂委員のネット環境が悪いようなので、少し確認していただくことにいたします。

では、次に清原委員お願いいたします。その後、上岡委員、堀切委員と御発言いただきたいと思います。

○清原委員 音声聞こえておりますか。

○中嶋部会長 はい、大丈夫です。

○清原委員 私から、まず全体についてのことと、幾つか述べたいと思います。

今回出していただいた全体の資料についてなんですが、まず平時の食料安全保障のこと、それから不測時の食料安全保障という組立てになっているのは非常に重要なことだと思っております。ただ、世間一般としては恐らく不測時の方に関心が行きがちかなとは思いますが、まずこれ両立してこそその食料安全保障だということの確認をしていくべきじゃないかなというふうに思います。

不測時に対応しようと思っても、例えば緊急事態を宣言して、もう既に国内に生産資源がないとか、生産する基盤がない、調達する手段がない状態では政策はとれないと思っておりますので、まず平時があつてこそということを確認したいと思っております。

その上で幾つか重要だと思いましたが、17ページにありました、先ほど中家委員の方からも言及があつたんですが、垂直的な専門職業間組織、こちらを法的に位置付ける、それから支援する体制というのが明記されるということは非常に重要だというふうに思いました。

それから、こちら先ほど中家委員がおっしゃったこととちょっと重なるんですが、14ページ、こちらに「農業者の努力」「事業者の努力」「農業者の努力の支援」というようなことが書かれているんですが、これ平時・不測時、両方の食料安全保障の観点から、農業者や食品事業者というのはまず存続していってもらわないと困るということで、そのためには健全に事業を続けていってもらうということが求められてくるだろうとも思います。

そういうことも読み取れるんですが、例えば原価を賄えるようにきちんと利益を得られる体制にするということは、例えば次のページに書かれている「農業者の経営管理の努力」に加えて、市場で適正な価格が、公正な価格が実現されなければ無理ということになってきます。

そうなってくると、中家委員と同じようなことを言うてしまうんですけども、消費者とか行政組織や団体の役割にもこういったことは関わってくるわけで、そこが緊急時のことだけではなく、平時からシステムを維持するにはコストが掛かるのだと。持続可能性、環境に配慮した農産物についてコストが掛かるということはわざわざ明記してあったと思うんですが、通常で作られているもの、私たちが普段食べるものであってもコストが掛かっているということが理解されるような消費者の役割というのがあるんじゃないかなというふうに思いました。

全体についてはこういった方向性で、今回出されたような方向性になっていることは大変いいことだと、重要なことだと思っております。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、上岡委員お願いいたします。

○上岡委員 ありがとうございます。

先ほども中家委員や清原委員からもあったかとは思いますが、幾つか申し上げたいと思います。

まず今後、基本計画においては実効性を高めるための施策ということでPDCAサイクルに活用できるようなKPIを定めるということでございますけれども、まず食料自給率はもう言わずもがなですが、食料安全保障の生産者と消費者の双方の行動ということの観点からは、引き続き重要なことであろうと思います。

ただ、新しい基本計画の中で提示された食料国産率というものも今後どういうふうに活用していくのかなというところはあるんですけども、是非生産者の努力が目に見える形での分かりやすい指標というのを今後も議論していく必要があるのかなというふうに思っております。

また、何をKPIとするかというところは議論の余地が今後もあると思うんですけども、これからみどり戦略の推進も重要視されるということの中では、環境面での多面的な機能の部分での、何らかの形での評価というのもKPIに入れられないものかなというふうにも思っております。

あとはKPIを考える上で、例えば国際的な観点、あるいは国際的な目標との兼ね合いをどうするのかというところで視野に1つは入れたらいいのかなというふうに考えております。

あとは関係事業者の役割ということで、今日の議論とはちょっと外れてしまうかもしれませんが、食品産業、加工や流通においても国民のウェルビーイングとかグリーンな社会の方向性とか流れを導くような施策というのも今後必要ではないかと思ひますし、また先ほど清原委員からも、中家委員からもありましたけれども、今後、地域に根差すJAグループですとか、そういった農業団体の役割というのはますます大きいと思ひますが、消費者と生産者をつなぐ生協や農協の役割というものも今後重要になってくると思ひますので、しっかりと自治体等との連携というところが図られるべきだろうというふうにおもっております。

最後に全体を通してでございますけれども、今後の食料安全保障ということのためにも、人口とか世界の食料生産能力ですとか、環境変化ですとか不測の事態、国際情勢を踏まえた不測の事態ということをおも今後考えていかれるという全体の方向性については非常にいいことではないかと思ひしております。

簡単ですが、以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、堀切委員お願いいたします。

○堀切委員 堀切です。ありがとうございます。音声つながっているでしょうか。

○中嶋部会長 はい、聞こえております。

○堀切委員 今日はオンラインで参加させていただいております。

全体を通して、これまでの議論も踏まえて的確に整理をさせていただいていると思ひます。事務局の皆さんの労に敬意を表したいと思ひます。

そういうことで私からは2点ほど意見を申し上げたいと思ひますけれども、基本計画の見直しの方向もおおむね妥当であると思ひしておりますけれども、それに基づいて、今上岡委員からお話ありましたKPIの設定、これも必要なこととおもっております。

KPIの持つ意味や前提条件など、これを分かりやすく国民に示していくべきということが大事なんじゃないかなと思ひます。

それともう一つは、経済社会の変化に応じて、一定期間ごとに見直すということはいいいんですけれども、この一定期間というのは一体どのぐらいを前提としているのか。一応文章の中では「おおむね5年ごとに」というようなことが書かれておりますけれども、果たして5年でいいのかどうか。世界の情勢というのは日々刻々変わっているわけでありまして、一度5年ごととやると、本当に5年ごとにしか見直さないのか。参考にした英国の農

業基本法でも3年に一度見直して議会に報告しているというふうに書いてありますけれども、このKPIを設定して、それをPDCAを早く回していくということが大事なんじゃないかなということをおもいます。

それから、従来のKPIの重要な1つとして食料自給率、これは国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の1つとして言うのは、それはそのとおりだと思います。ただし、不測時と平時では全くこれ数字が変わるわけですよ。カロリーベースの自給率目標というのは、不測時においては、生命維持に必要な熱量をどのくらい国内で提供できるかという指標として捉えておりますけれども、分母の数値は平時である現在の食生活、日本人の食生活を基準に算定されておまして、食生活が変われば自給率が変動するということにもなりますし、不測時における食料安全保障の指標としては必ずしも適切ではないのではないかと思えます。ですから、食料自給率も幾つかの指標としてのうちの1つとして、またその見直しも常に行わなければならないと思えます。ですから、食料自給率は国内生産の努力目標の意味もありますけれども、平時の政策はあくまでマーケットインの考え方の下で消費者に受け入れられるものの生産を促すことを目標にすべきでありますし、それを促すKPIを掲げるべきだと考えます。

また、自給率の裏側には約6割の輸入があるわけで、こちらの安定供給も国民生活に重大な影響がありますので、海外農業投資なども含めて安定輸入、安定調達の確保のために、こちらでも何がしかのKPIを考えることが必要ではないかと思えます。

それから、2番目に団体の方ですけれども、「フードシステムを機能させる団体の役割」という部分について、今回の見直しでは、これまでの水平的な組織に対して、フードシステムを機能させる団体、垂直的な組織が必要だということが書かれておりますけれども、EUの業種間組織ですとかフランスの専門職業間組織ですか、具体的にどのようなものがあるかというのは私も詳しく分かりませんので、評価は難しいんですけれども、結局これも水平的な組織なんではないか。業種や品目ごとの垂直的な組織が現実、我が国においては無いわけであって、仮にそのような新たな組織を形成するとすれば、これはかなりハードルの高い作業になるんじゃないかなということが想像がされます。

ですから、検討に当たっては、まずそのような組織がどのような機能を果たすべきかということを社会的、公益的な便益を実現、どのような便益を実現しようとするのかというようなことを十分検証する必要があると思ひまして、ただ単純に垂直的な組織・団体を作ればいいということとは違うんじゃないかというような、ちょっと違和感を感じておりま

す。

私からは以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

香坂委員はインドから接続していただいているということなのですが、もう一度チャレンジしていただけますか。

○香坂委員 すみません、声聞こえますでしょうか。恐れ入ります。

○中嶋部会長 はい、聞こえております。

○香坂委員 ありがとうございます。

今の堀切委員、あと上岡委員のKPIの議論に、まずは強く同意いたします。

インドのレセプションに最近参加する機会があったんですが、やっぱりG20の議長国として、中国に次ぐ小麦の生産量など輸出国ということもあって、非常に自給率の高い輸出国としての誇りみたいなのを感じました。私自身、「最近の食料情勢どうですか」と聞いたんですけども、「何か日本は困っているの」みたいなことも言われてしまって、ちょっと資源外交ですとか食の安全保障で、新興国の動向というのも非常に大事になってくるなということを今感じておりますし、人口が激しく増えてくる、こういった国ではかなり状況が違ってくるなというふうに感じました。

こちらは6ページの自給率とか、表についてのコメントでございます。

団体の役割ですとかフードシステムについてもいろいろ御議論させていただいてきたところでございます。G7の宮崎農業大臣会合でも、環境保全と食料安保のバランスが議論されて、今回のトピックの中でもこれに関連する内容として、18ページのフードシステムを機能させるための団体の役割ですとか持続可能な農業・食品産業についても言及されておりますけれども、こういった垂直的な取組というのは非常に大事なんだろうと思います。

ただ、先ほど堀切委員がおっしゃったように、単に垂直的なところだけではなくて、そういう幅広い関係者の役割、20ページの記載の中で、あくまでプロの集団としてのサービス事業体が経営効率を目指す担い手として支えるという点が非常に大事になってくるのかなと思います。今後、高齢化とか減少していく個人に代わって、補完的な受け皿となっていく中で、その位置付けが重要ではないかなと思います。

最後に、すみません、もう1点、上岡委員からKPIでみどりの食料システムや国際目標との兼ね合いということがございましたが、そういったものの中で生物多様性国家戦略で

すとか、気候変動の方の目標ですとか、あるいは今後、昆明・モンテリオールの枠組の中での指標というものも横目に見ながらやっていくことが大事かなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。よく聞こえておりました。

それでは、またオンラインで手を挙げていらっしゃる方で齋藤委員、茂原委員、井上委員、山浦委員の順番で御発言いただければと思います。

○齋藤委員 御苦労さまです。今日は1、2、3という3つに分かれているようでございますが、まず最初に「食料・農業・農村基本計画、食料自給率の目標」ということであります。

我々農業者、現場にとって、しっかり目標を掲げていただいて、それを例えば5年後にはここまで達成しましょう。それを品目ごとに出していただければ、経営の目標、それから若い経営者の指標となって大変よくなるのではないかなと考えます。

それから、「不測時における食料安全保障」ですが、この基準が非常に曖昧で、ほかの国は基準というのがあるということでしたけれども、「不測時」というのはこういうときに、結果どうするか。我々、農業法人協会では、今BCPということで、いろいろな被害要因を検討しながら、会社の方で計画を立てて、社員が皆さん分かるように実際やり始めているんですけども、この不測時というのもどういう場面を想定しているかによって様々な対応があるんだろうと思います。

それを事前に法律でしっかり明記して、我々現場、それから食べていただく消費者、こういうときはこうなるんだねというのが分かるように、非常に安心できるのではないか、これは当然国内生産だけでなく、海外からの輸入、そして備蓄されているものもどのぐらいあるかも関連しますので、これも精神的な安心につながるんだろうと思いますので、そんな形でお願いしたい。

そして、「行政機関」の中に、これはただ文章が書いてあるだけで、実際リンクはしないんですけども、「一経営体当たりの経営耕地面積は拡大する傾向にあり」、これは皆さん認識していることだと思いますし、今後、ものすごい勢いでこの経営面積が増えるんだろうと思うんですけども、実際我々農業現場では、今の単価では経営拡大は非常に難しいと思っています。

実際、今までの部会の中でも2040年には25万人まで農業者が減ると。今ざっくり120万人以上はいると思うので、4分の1とか5分の1の農業者になりながら、この食を生産

保障にも資することでありますので、それこそ国全体の資産として管理していくことも考えていくことが必要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、井上委員お願いいたします。

○井上委員 井上です。

2点ほど意見を述べさせていただきます。

1点目が、先ほど中家委員、堀切委員からもあったところなんですけれども、4ページ目の黒矢印の下から2行目のところ。「その施策の有効性を示すKPIの設定を行うよう見直してはどうか」、この次です。「また、これまでと同様、おおむね5年に1回、見直しや検証」というふうにございますが、ここの「見直しや検証」という部分においては、5年に1回の頻度ではなく、なるべく適宜、かなうのであれば、最低3年に1回の頻度でこの見直しと検証を行ってはどうかと感じました。

背景といたしましては、現在の私たちの食卓というものは世界とのつながりなくしては成り立つものではないということと、この状況がインターネットの普及によって即時に消費者、農業者、関連事業者全てが手に取るようになってしまうところが背景としてございます。なので、情報が先立つようなところにおいては、KPIを設定した上で、適宜この見直しと検証が行える方がいいのではというふうに感じました。

2点目です。これも様々な委員の皆様からも発言ありましたけれども、17ページの黒矢印、下から3行目のところ、「我が国はこのような垂直的な取組を行う仕組みはないが」というところ、それから「団体間の連携」というところが強く進めていただきたいなというふうに感じました。

生産現場、生産者として常々思うことは、ちょっと戻るんですけれども、15ページ、(1)農業者の経営管理、(2)消費者の理解の必要性、(3)関係事業者の役割の明確化というふうにあるんですけれども、生産現場、生産者として感じることは、生産者、消費者、食品産業事業者というものはじゃんけんのようなもので成り立っているなということを感じています。

我々生産者は、食品産業の事業者の方々にイニシアチブという意味合いで弱く、逆に食品産業の事業者の皆様は消費者の皆様に弱く、そして我々生産者は消費者の方と相対したときに我々の方がイニシアチブを握れるのではというふうに感じています。ただ、ここで

この主導権の握り合いということではなくて、相互理解を示すということが非常に重要で、圧倒的に生産者である我々は、このじゃんけんの回数が少ないということを常日頃感じております。

なので、先ほど申し上げたとおり、17ページにありますように、垂直的な取組、それから団体間の連携をもって、この相互理解を深めるきっかけをきちんと整備していただいて、そこで業種間組織であったりとか、専門職業間組織であったりとか、こういうものを作り上げて、広くこの相互理解が広められることを望みます。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山浦委員お願いいたします。

○山浦委員 ありがとうございます。

私の方から、もう様々、委員の皆様がたくさん言いたいことも言っていただいたので、1点、2点ぐらいですか、お伝えさせていただければと思います。

3つ目の「行政機関及び団体その他」、14、15ページのところになりますけれども、そういった中で「農業者の努力」「事業者の努力」「農業者等の努力の支援」という文言がありますけれども、まずそもそもとしての「農業者」という言葉の定義を改めて明確にするべきな部分も今後あるのかなと思います。今までの農業者の定義の中で言うと、様々あったかなと思います。そして、またこれからも農業者自体は減っていくにしても、今後農業者の定義という部分で言うと、専業、兼業、新規であるとか、担い手であるとか、若しくは規模の大小、品目によって様々な農業者としての受け取り方、若しくは定義の仕方があるかなと思います。

そういった中で(3)農業者等の努力支援。努力をサポートしていく、若しくは補助金等で支援していくということだろうと思いますけれども、今後の20年を見ると、そのための今の議論であるといった中で言うと、しっかり未来を見た農業者であったりとか、単純に言うと若手であったりとか、規模であったりとか、必要性であったりとか、そういったところに特化した支援、未来に特化した支援をすべきところではないかなと思います。もちろん、それ以外は支援する必要はないというわけではないんですけれども、今までとはまた違う角度で、しっかり支援に対して、また農業者というものに対してコミットしていく。そこについて明確化していくという部分で、より明確な今後の対策になるのではないかなと私の方では思っておりました。

短いですが、私の方からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで会場に戻しまして、会場の委員の皆さんから御発言をいただきたいと思います。

真砂委員、寺川委員、二村委員、とりあえず、まずお3人、お願いいたします。

○真砂委員 ありがとうございます。3点ほど申し上げたいと思います。

1つ目は、5ページに基本計画の見直しということで、テーマの設定という話が出ています。イギリスの例が出ていて、5番目に「食品の安全性と消費者の信頼」というのがあるんですけども、その下に日本の、これから基本計画で何をテーマにするかという中で「食品の安全性」というのは抜けているんです。前回も申し上げましたけれども、消費者にとって最も関心があるのは食べる食品の安全性なわけですから、ここの部分は厚労省の担当テーマになるかもしれませんが、政府全体としてこのテーマを明示的に設定する必要があるというふうに思います。

2つ目は自給率の話で、何人かの委員から目標の堅持という御意見が出ていますけれども、それへの反論になるかもしれませんが、少し申し上げたいと思います。

自給率というのは、これは堀切委員もおっしゃっていましたが、現在の食生活です。言わば、いろいろな食品がこのテーブルに並ぶ、飽食の食卓を前提にした数字であります。そういう意味では、この数字を上げるということが不測の事態への対応力を高めるかということ、これは私は疑問だと思うんです。一方、自給率の向上は消費者、あるいは国民の負担をお願いしなければならぬ話ですので、不測の事態への対応力を高めない政策に負担をお願いするということに消費者、国民の理解が得られるかということ、私は疑問だな、もう少し冷静な議論が必要ではないかというふうに思っております。

それから、3点目が不測の事態の財政的な措置の検討という点であります。憲法第29条が財産権を保証していますので、そういった検討をするということは当然のことだと思いますけれども、ただ、不測の事態といっても、単に食料が不足しているだけの事態なのか、あるいは石油も全く止まって日本経済全体がもうがたがたになっているのか、あるいはちょっと言葉を選ばなきゃいけませんけれども、実質的に戦時下のような状態になっているかということ、かなり幅広い状況を「不測の事態」というふうに呼んでいるんだと思います。したがって、あまり財政的措置についても一律に検討、あるいは結論を出さぬ方がいいというふうに私は思います。

以上3点です。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、寺川委員お願いいたします。

○寺川委員 今のお話ありましたけれども、私もKPIの中で「安全性」とかという項目は必ず必要だと思います。

それと、各委員からもお話あったとおり、こういう基本計画を作成して見える化する、そして見直しをするという、このPDCAというのはいいと思うんですけども、5年というのは長過ぎるというふうに思います。過去の5年は今1年でもう起きているという、こういう時代になっていますので、もう1年でも、その時点でモニタリングする必要があるだろうし、想定どおりでないなら、その理由、そして修正策というのが必要になるのじゃないかなというふうに思います。

それから、各委員からもありましたが、不測の事態ということなんですけれども、清原委員から「平時でも」というお話がありましたが、今の平時でも既に品不足に陥っているようなものも存在していますし、平時でも不測の事態になるのか、どういう形になるのか分かりませんが、既にそのような状況が出ているものもあるかと思っています。

これについては、突然、畜産のように、疫病のように突然襲ってくるようなものもあるわけで、対応が取りにくいものもあるかと思っています。法整備をするにしても、運用上の細かな細則が相当に必要ではないのかなと。これについては、しっかりと各業界、生産者との会話を踏まえて、慎重に対応する必要があるのかなというふうに思います。

それから、最後に、団体、垂直な団体の役割ということですが、市場経済という中で皆さん、各業者さんとも利潤を求めると思います。そういった場合に、誰かが主導を取らないといけなくなる。この中で本当に、掛け声で言うのはいいけれども、掛け声で終わらないのか、そういう危惧を少し持ちます。何か特定の品目等でモデルを作ってやってみるとか、1つの検証をやった上で進めるべきではないのかなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

では、二村委員お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。では、私の方からも何点か意見を申し上げたいと思います。

1つ目は、基本計画と自給率のところ。今、多くの委員の方からも出されておしま

したけれども、食料自給率というのはとても平易で分かりやすいものだとは思いますが、今日の食料・農業の問題の複雑さということを考えると、この食料自給率のみでコミュニケーションを図っていくということはミスリードになることが多いのかなと思っています。御提案いただいていますように、複数の指標を組み合わせた方が適切であると考えます。

ただし、あまりに指標が多くならないように、指標間の関連性ですとか分かりやすさというのを考慮して、無駄のない構成を検討いただく必要があるかと思っております。

また、指標については、その根拠を分かりやすくお示しいただく必要があって、そうすることで事業者や消費者の理解や行動につながっていくものと考えております。

それと、定期的なモニタリングと情報開示も非常に重要だと思います。どれぐらいの期間かというのは、私も5年というのは若干長いのかなと、ほかの委員の皆様の御意見も聞いていて思ったところですが、何らかの形でモニタリング、情報開示は必要だと思いますし、特にモニタリングについては、その際に財政支出との関係がどうだったのかということについても示す必要があるかと思っております。

次に、不測時における食料安全保障の問題です。変化の激しい時代ですので、先行きの見通しというのが必ずしもあるわけではないということも考えますと、どのような不測時が生じるかということについては広く考えておく必要があるかと思っておりますので、判断のプロセスの明示化、それから情報の公開についての定めというのが非常に重要になってくると考えます。

最後に、行政機関、その他の団体のところですが、ここは1つは、消費者の役割とか理解というのは非常に重要だと私も思います。ただ、今の書かれ方で、消費者が受け身で書かれている点は少し気になる点でありまして、消費者自身の参加だとか参画というような側面が書き込めないかなと思いました。参加すること、関わることで理解が進むとか、消費者自身が今度はほかの消費者に伝えていくような、そういう能動的な役割もあるのではないかと思っております。

それから、団体の役割ということで、今ほど何人かの委員の方からも出ておりましたが、食品産業ですとか、流通事業ですとか、そういった農と食を結ぶ事業者の団体とか役割というのを積極的に位置付ける必要もあるかと思っております。消費者にとっては、もちろん産地の皆さんや生産者の皆さんと直接やり取りする、コミュニケーションするということもとても重要なので、そういったことはほかのところでも書き込まれているかと思っておりますが、

日々暮らしの中で接する食料とか食べ物ということと言うと、食品そのものであったり、売場だったりということになると思いますので、そういったところを通じて食料や農業の問題について理解をしたり、つながったりするような、そういうことの可能性というものも広げていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは柚木委員、それから大橋委員、合瀬委員。それで、会場の方は全員御発言ということになります。

では、柚木委員お願いいたします。

○柚木委員 ありがとうございます。

まず第1点は、基本計画、それから食料自給率目標の見直しの関係なんですけれども、初めに基本計画については、基本法と具体的な農業政策を結ぶつなぎの役割を果たしていると思いますので、基本計画の見直しについては基本法の見直しとセットでやっていくという流れで、できるだけこのかい離をしないようにするということは必要だというふうに思っております。

あと数値目標の関係ですけれども、食料自給率目標と、それから不測時の関係については、今の基本計画では多分、食料自給力指標を基本にしながら対応してきているとは思いますが、平時の食料安全保障の指標と、それから不測時の食料安全保障の指標というような形で数値目標等も更に検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

基本計画の検証の関係については、毎年検討が行われています食料・農業・農村白書との関係をどういうふうに位置付けていくのかということ。それによって基本計画の見直しとも連動させるといったようなことについても更に検討していったらいいのではないかなというふうに思います。

それから、不測時における食料安全保障の観点ですけれども、これは何が不測時なのかということについては法制的にもきちんとして、食料安全保障の緊急事態宣言的なものがきちんと国の方から発動されることが必要なんではないかなというふうに思います。

その上で食料安全保障の備えとしての備蓄のところについてももう少し、これまでの検討の場でも議論になりましたけれども、更に深掘りをして、国、それから地方自治体、また家庭における対応をどういうふうに考えていったらいいのかというようなことにつ

ては、しっかりと議論しておく必要があるのではないかというふうに思います。

行政機関、それから団体の関係については、1つは15ページのところで記載があるわけですが、ここの、農業者の経営管理の向上への努力というところの表現の中で、1つ、これまで議論しましたけれども、農業生産における環境負荷低減への対応の問題がこの中にちょっと文言として入っていないんですけれども、そのことも踏まえて、これからの農業者の経営管理の努力というのはあるのではないかというふうに思いますので、是非、環境負荷低減のような取組を、これから農業としては不可欠になりますので、そのことをしっかりと認識しながら経営に対応していくことが大事ではないかという、その辺のメッセージが伝わるようにする必要があるのではないかというふうに思いました。

それからもう1つ、これもこれまでも何回か発言させていただきましたし、先ほど山浦委員からもありましたけれども、基本法の中で「農業者」という言葉が使われているのですが、この「農業者」、今現場では非常に多様になってきておりますから、基本法で言えば22条で「専ら農業を営む者」とか、それから「経営意欲のある農業者」というような言葉が使われていますけれども、一生懸命農業に頑張る人、それからやや趣味的に農業に関わる人、いろいろ多様になっております。

これまでは、どちらかという、統計上の農家というふうな定義と、ここの基本法で使われる農業者というのはほぼ同等の関係にあったのかなと思うんですけれども、今後はかなりそこが幅が広がっていきますので、基本法の見直しの中で、改めてこの基本法で使う「農業者」とはこういうものなんだというようなことについては一定程度整理をしておく必要があるのではないかというふうに思います。

この関係で、農業団体含めた行政機関、団体等の役割ということについて、特に食料安全保障の関係での役割について、基本法の中でも読み取れるようにしていくということは非常に重要だというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。4点申し上げたいと思います。

まず1点目は、基本計画に関してであります。

計画の立案と、それに続く計画の評価・検証というものをしっかりとつないで考えるという今回の御提案だと認識していますけれども、正にそうした方向で取り組むべきというふ

うに思います。

多分、現在の行政改革推進の中でも、別に年に1回評価をすればいいとか、あるいは5年に1回すればいいというふうな感じで言っていないと思っけていまして、ある意味適宜適切に、アジリティと言いますけれども、アジャイルな形でしっかり政策の方向付けをその時その時適切なタイミングで考えていくべきと考えられているものと思います。別にそれは会計年度で合わせる必要はないというふうな考え方を示していると思いますし、ある意味思い切った取組に対して後押しをするような方向で評価・立案をしてもらいたいというふうなメッセージも明確に出しているという認識でいます。

そうした観点から、今回の評価・立案を食料安定供給、食料安保の観点から、食料自給率のみならず、需要家の目線で考えれば、当然生産だけじゃなくて流通も重要ですし、安全性も重要。そういうふうな観点を食料安全保障報告書のような形で検証しつつ、施策の立案に適宜つなげていく。必要ならば年に4回やってもいいと思います。そういうふうな形でつなげていくという今回の御提案というのは正にしっかりやっていただきたいし、そうした形で適宜国民のニーズにかなった農業政策というものを推進していくというのは大変重要なことだというふうに思いました。

2点目ですけれども、不測時に何をするかということによって平時の施策のツールが決まるというふうに思っています。仮に増産指示、あるいは調達指示をする相手が農業者を含む事業者であるとするならば、そうした安定供給の責務をどういうふうな形で担わせるのか。これは協定を結ぶのか、あるいは認定するのか。そうしたことをしっかり考えないと、現状の案はふわっとし過ぎているかなと思います。

例えばインフラで考えてみると、地域独占性を認めつつ、総括原価である意味収入を確保するというふうなやり方をしているインフラ管理の仕方もあるんだと思います。そうしたものが農業に当てはまるのかどうかというのは十分議論すべきだと思いますけれども、安定供給の責務の担わせ方というのはしっかり議論しないと、農業者も相当困惑する話になりかねないと思います。

3点目は価格の適正性に関してですが、今回、垂直的な取組についての御提案があったと思っています。

そもそも一歩立ち返って、なぜ価格の適正性が担保されていないのかという、ちょっとその根本原因を1回しっかり分析すべきだと思います。

この垂直的取組は、フランスを含めて海外でやられているから日本でも当てはまるはず

だというふうなところの考え方が私よく分かっていなくて、一般的に私の分野ですと垂直的な流通慣行というのは囲い込みとか排除行為にもつながると。つまり、この形が必ずしも農業者の所得拡大につながるかどうかというのは、垂直取引をする相手によるということなのではないかというふうな認識でいるので、必ずしも垂直的な取組が万全の解決策を提起しているのかというのは、ちょっとしっかり精査する必要がありますし、また価格面だけでこうした取組の施策を前面に出すと、官製カルテルとかって言われかねないところもありますので、根本原因が何かというところから入る。ただ、価格の付け方というのは何か産業の構造に問題があるはずなので、そこにちょっと立ち入った分析というのは必要なんだと思います。

その産業の構造という観点ですけれども、今日一応14回ということで、個別の案件は終わるといふことなんで、改めて第1回目のことを思い起こしてみたときに、正に部会長から、並木正吉先生の『農村は変わる』という本を御紹介いただいて、私も読みました。この本は「曲がり角の農業」という言葉から始まっていて、趣旨は私が間違えて理解していなければですけれども、「農業問題の解決は零細化にはない」というふうな結論を言っているんだと思います。

これは1960年の出版ですけれども、資本主義に抗うことはできない以上、農業も賃金を上げて社会保障を整備し、専門化、共同化をすることによって産業の再構成を図るべきという結論で結ばれている本だと思います。

こうした先人の言葉を我々はまずしっかり聞くべきだなというふうにつくづく思いますし、基本法の改正というのは形だけなので、そうした形は実態を伴わないと、形を毎回変えたところではしょうがないと思うんです。

そういう意味で、我々別にアイデアに困っているわけじゃないような気がしていて、そうした先人の言葉というのをしっかり胸に落としながら、しっかり骨太の施策を組んでいくということが私はすごく重要なんじゃないかというふうに、第1回目を振り返って、正に部会長から教えてもらったことに対する私の宿題の提出ですけれども、そのように感じております。どうもありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、合瀬委員お願いいたします。

○合瀬委員 基本法の見直しに当たって、この20年間、様々な状況が変わったわけですから、基本法に輸出とか、みどり戦略、それにスマート農業等の項目について加えること、

それから不測の事態であることについて、その宣言の在り方、それを法制化すること、さらにはそれぞれの役割を付け加えることについては、これは異論ありません。

その上で食料自給率と、さらに新たな指標を設けるというところです。もちろん数字を挙げて政策を見える化すること。その効果を検証しながらPDCAを回していくということについて、既にいろいろな政策でやっておりますので、これを基本法に加えることは問題はないと思うんです。ただ一方で、自給率さえ達成できていないのに、またいろいろな数字を挙げて、本当にできるのかという意見もあることも事実であります。数字を挙げるのであれば、まずはその実現に全力を挙げると。これをやってもらわないことには、行政に対する不信が増すばかりです。

そういうことを考えると、本当にいろいろな指標を入れるのがいいのか。二村委員から先ほど、指標を入れるのは関連性みたいなのところも含めて検証しなければならないというふうな御意見がありましたけれども、そのことは考えなければならないんじゃないかと思えます。

それから、これは最終的に基本法をどういうふうにするのか。それとも個別法で対応するのかという書きぶりの問題もあると思うんですが、あまり細かいことを基本法に書いていくと、また環境が変わったときに変えざるを得ません。ですから、ここは骨太なことを書いていくということを意識しながら、あまり細かいことには突っ込まない方がよいのではないかという感じがします。

何年かごとに、環境が変わったごとに見直すと、政策の一貫性みたいなのところが毀損されるのではないかと懸念をするわけです。やはり農業問題、かなり構造的に複雑ですから、その都度都度変わるということについては、現場の混乱が大きい。政策の一貫性というのは基本法の基本であるということを考えながら書きぶりを意識しなければいけないという感じがします。

それからもう1つ、これは今回議案にないんですが、今回で議論が終わるというか、次は素案が出てくるということでもありますので、39条以下の審議会の在り方について意見を申し上げたいと思います。

基本法には、政策を決める場合には農林水産大臣に対して審議会が意見を述べるということができるとのことになっています。ただ、これまでの、特にこの10年間の状況を見ますと、政策は基本的には官邸の農林水産業・地域の活力創造本部、今総理が改組すると、組み替えるというふうにおっしゃってはいませんが、そこで政策のほとんどが決まって、審

議会には既に決まったことについて、それを了承するという形になっています。意見を述べることができるということであれば、そこで変えることができるということも考え得ることなのですが、基本的にはもうほぼ官邸で決まってしまって、審議会では少し意見を言うという位置付けになってしまっている。これは私が、本審の委員をやっていた民主党政権当時も、戸別所得補償を導入するという同じことが起こりました。これらが政策の一貫性をゆがめてしまったことは、これは間違いないと思うんです。政治主導という政策決定のプロセスにしていくんだったら、本来はこの39条以下も変えなきゃいけない。ただ、政策の一貫性ということを見ると、審議会の意見をきちんと受け止めて、それを政策に反映していくというプロセスは、私は大事にしなきゃいけないだろうというふうに思います。

私の意見は、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインの委員の皆様にご発言いただきたいとします。

高槻委員、三輪委員、吉高委員の順番で御発言をお願いいたします。

○高槻委員 高槻です。

今回、平時と不測時に分けて整理をいただいて皆様に議論をいただいたことにより、かなり明確にいろいろなったのかなというふうに思いますし、不測時のことこそ平時に考えておきませんと、いざ該当する不測時が起きてからでは対処できることは限定的でありますし、不測時というものはそもそも「不測」ですので、それだけ準備しても不測なことが起き得るということですので、できるだけ平時に準備するという意味でも、こういう整理と議論は大切だろうというふうに思いました。

あと食料安全保障の検討も、整理いただいた文章を見た中でふと思ったのは、「食料」という中に含まれているのかもしれませんが、飲料水、水のことでもここで明示できた方がいいんじゃないのかなと思いました。要は、いわゆる食べ物、固形のものというんですか、食べ物だけあっても、実際には水がないと困りますので、特に有事、不測時ということ考えた場合には、水のことでも明示的に織り込む方がいいんじゃないのかなというふうに思いました。農水省としてどこまでが所掌範囲なのかというのはあるんだとは思いますが、入れられるのであれば入れた方がいいのかなと思いました。

それからもう1点、資料で言うと16ページ、団体の役割等のところで「NPO、RM0などによる」ということが書いてくださっておりますし、あるいはフードバンクの話なども補

足してくださっているわけなんですけれども、ここに加えるべきはもう1つ、やはり関係人口の話だと思います。別の回の際に、関係人口がどういう意味を持っているか。特に農村における労働力の不足を補うものとしての関係人口を通じた、都会からの人々の流入という話、こちらについてもここでも触れておくにより明確になるのではなかろうかというふうに思った次第でございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三輪委員お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。御説明ありがとうございます。

各委員から既に御言及いただいていると思いますが、2点、私の方からも御意見申し上げたいと思います。

まず基本計画の観点ですが、EBPMの点からKPIを設定して、それを検証していくというのは、より一層重要になってきているというふうに私も理解しております。

その中で、やはり目的に合わせたKPI設定というのは不可欠だと思っております。先ほどから御言及いただいている自給率を例にとってもカロリーベースと生産額ベースございますし、あわせて自給力の指標がありまして、それに加えて食料国産率もあると。それぞれ何のために、何を説明したいため、若しくは何の実現度合いを判断するために設定するものかという意味が全く違うところだと思いますし、それをほかの用途に使うとなると、ミスリードするようなことも起きてくるというふうに思います。

いろいろな状況を適切に理解するため、若しくは伝えるために様々なこのような指標があるというのは随時拡大、拡張してきた中で望ましい方向だと思いますが、それが複雑になっていると、若しくは伝えたいメッセージが曲がって伝わってしまうとか、若しくはなかなか御理解いただけない中で、実際に状況を隠しているんじゃないかというような誤解をされるようなことは避けたいといけないというふうに思っております。それぞれの意味であったり目的を明確化するというのと、それぞれの関係性というのがどうなっているのかというのを明示するということが大事だと思っております。

また、検証について、センサスなど5年とかごとにしか取れないデータがあるのかなということも理解しておりますが、毎年取れるデータであったり、若しくは暫定的な状況については、例えば食料・農業・農村白書が毎年出ていますので、そういう中で数値を出していくとかといった形で、常に毎年毎年、現在の状況がいろいろな方から見てもらうと。

検証というのは農水省であつたり政府の中でやるというのがありますし、外から見てもらうというところもあると思いますので、そのデータが細かい頻度で見られるような状況にしておくというのは大事かと思ひます。

食料安全保障のところでございますが、緊急事態食料安全保障指針の中でいきますと、レベル2になったときの対策の実効性というのが本当にあるのかというところが現状の法制度の中ではまだ足下がぐらついている状況かと思ひます。以前の審議会でも申し上げたとおりでございます。

例えば高カロリーな作物に転換するときに、それに応じていただいた、若しくは半強制的になってしまうというふうな状況もあると思ひますので、その中での生産者の方々の収入の補填の仕組みってどうするのか、その財源をどうするのかというのを、起きてから考えるわけにはいかないというふうに思ひています。

また、河川敷であつたり、公園であつたり緑地、ゴルフ場などを農地化するというような方策等も出ておりますが、例えば河川敷でそんなにすぐに転換できるのか、ゴルフ場は個人であつたりとか企業の所有、民間の所有する不動産だと思ひますので、それをどうやって使うのかといったところあたり、これも緊急、レベル2が起きている状況というのは本当に国として緊急時ですので、そうなってしまうてから何か法制度を考えると、そこから法律を作るとかというのでは100%間に合いませんので、そういうところの方向性というのは是非事前にお示しいただければなというふうに思ひております。

農水省の方では食料安全保障のシミュレーション演習なども定期的に実施されていますし、その中での課題というのでも明確になってきていると思ひますので、個別の指針であつたり法律で十分にクリアできない部分については、是非今回の基本法の見直しのタイミングで盛り込んでいただけるとよろしいのかなと思ひております。

私の方からは以上となります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、吉高委員お願いいたします。

○吉高委員 御説明ありがとうございます。この度御提示いただいた内容について、大きく異論するところはございません。実際、今回のこういった見直しというのは、ウクライナ侵攻やその他の地政学リスクによってサプライチェーン危機の、もう本当に世界中の認識が高まって、エネルギー安全保障と食料安全保障、ほとんど同義語に書かれている今の状況で、こういった見直しをされるということは本当に重要だと思ひていまして、私、

昨日も北欧の人と話していましたが、本当にウクライナ、遠いにもかかわらず、喫緊に自分たちの生活に直結するということで、非常に危機感を感じていたと昨日聞いたところでして、先ほども香坂委員がインドでの話、聞きましたけれども、世界中の人たちがそういうことの認識が高い中、今回の見直しで是非国民一人一人が食料危機に対するリスクの認識がもっと高まるような形で、大きなメッセージを発声するような見直しになってほしいというふうに心から思っております。

そういった面では、先ほど「農業者」の定義というようなコメントもございましたけれども、食料全体に関わる、結局全員なんですけれども、そういった人々、認識ができるように、リスクの認識ができるような形でメッセージをと思っております。

特に、俗に言われますブラックスワンでございます。一旦起こると、とんでもないインパクトが起こるようなリスクに関する感度が日本人はなかなか低いというふうに言われておりますので、そういった位置付けにさせていただければと思います。

そういった点では、先ほど合瀬委員なんかもおっしゃっていましたが、基本法自体は、あるべき姿であれば、余りしょっちゅう変えるものではないだろうと思っておりますので、KPIのようなそういった、今、自給率もそのまま維持されるというお話でしたけれども、基本的にそういったものに関してはどの国も、運用則である計画ですとかそういったもので日々対応していくというような状況にもあると思っておりますので、できましたら、そういったKPIなどは基本法の中でというよりは、計画の中で随時見直していく形の方がいいと思っております。

特に二村委員がおっしゃったようにKPI、今挙げられているようなものだけではなくて、国政の関係から、もっと様々出てくると思いますし、その関係性がほぼ切れる、分断されることはまずはないと思っておりますので、そういったKPIの示し方を是非していただきたいと思っております。

特に先ほど三輪委員でしたか、すみません、水のお話もされていたかと思うんですけれども、私は最近感じるのは、とても水産資源、漁獲量が極端に減っているという漁協の方のお話をよく耳にいたします。ですので、自分たちで作れる部分と作れない部分というものはっきりございまして、そういったことも含めて、広くKPIの方も御検討いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

一応これで今日御参加の委員の皆様、私以外は全員御発言いただいたと思います。

それで、農林水産省の方に準備いただきたいんですが、この「不測時」というのはどういう状況なのかということについて、かなり御質問、御意見が出たように思います。これに対してマニュアルなり指針をかなり精緻に作られていらっしゃると思いますので、現時点でどういうふうに考えればいいのかということを中心に御説明いただけないかと思っておりますので、御準備いただければと思います。

その前に私の方から若干意見といたしましょうか、コメントをさせていただきたいと思えました。

委員の皆さんからお話を伺っていて、KPIを設定して、PDCAサイクルを回すという御議論は妥当なものであるということでもございました。その際にどのぐらいの頻度でそれを確認していくのか、達成度を確認していくかということについては、大勢は5年はちょっと長いのではないかなという御意見だったように思います。それを例えば3年と決めるのか、それとも項目によって頻度を変えるのかというあたりも議論のあるところのような印象を持ちました。

それから、そういった評価に関しては白書をかなり利用できるのではないかという御意見もあり、私もそのような印象を持ちますけれども、これも基本法の中で年次報告をするということになっておりますので、この点も検討課題のような印象を持ちます。

それから、KPIの設定に関して、今回の事務局からの御提案は、食料安全保障なり食料自給率の分野についての御提案だと理解しておりますが、もう少しこれを幅広に環境面で広げるべきではないかという御意見も幾つかいただいたように思います。そうすると、もっとほかの分野にも広がっていくことになりますので、これは全体のこの計画の立て方に大きく関わってくることなので、少し議論の整理が必要と思っております。

ただ、環境面に関しては、みどりの食料システム戦略でKPI出しておりますので、それは別枠で議論すべきことなのかどうかというところだと思います。

それから、「農業者」の定義についても御議論がございました。これはこれまでの検討の中で多様な農業者、農業の在り方、経営体の在り方ということにもつながることだと思っておりますけれども、最終的に農業者の役割という事項がありますので、ここはかなり重要な論点なのではないかなという印象を持ちました。場合によっては将来的なクロスコンプライアンスの議論のようなものにもつながってくるのではないかと思います。

すみません、KPIのときにお話ししなければいけないなと思っていたんですが、なぜこのKPIを選んだのかというようなことも国民的に御理解いただくようなロジック、仕組みというものが示されるべきではないかという御指摘で、私もそれには同意いたします。一般的にこのKPI、まあ、アウトカム指標もあるし、アウトプットのな数値的な指標ももちろんあると思うんですが、そこに至るまでのある種のロジックモデルを作って、どういうセクター間の関係があるかという辺りの枠組みを示すべきではないかという印象を持ちました。

私も基本計画を作る作業に以前関わりましたが、多分一般の方は自給率を上げるためには、玉突き的にどういうところが改善して積み上げていかなきゃいけないのかという事は、まず理解できない。建て付けとしては、生産努力目標はこうで、需要の見通しがこうでというのは、ある種プロから見ると「そのとおりだ」と腑に落ちるところでございしますが、そこら辺の枠組みを示さないと、達成できなかったときに、なぜできなかったのかということに思いが至らないですし、それからもしかすると、それは農業者の方とか事業者の方、それから地方自治体の方も十分に理解できない可能性もあるんじゃないかと思いました。そういうある種のロジックモデルないしイベントツリーの議論はしていただければと思います。

それから、食料自給率のお話で、食料安全保障の議論を不測時と平時で行うということであるならば、当然食料自給率がどのような意味を持つのかということの見直しが必要だというのは、皆様から御指摘いただいたとおりです。分母の消費の在り方が不測時には当然変わってくるわけですので、その有効性についても指摘していただきました。その一つの代替案といえますでしょうか、用意されている指標としては食料自給力指標だと柚木委員からも御指摘いただきましたけれども、私もこの指標が基本計画の中で提案されるときに部長として担当いたしましたけれども、必ずしもそういったところまでは踏み込めなかったもので、1つの参考指標として利用してくださいというところにとどまっております。もう少し不測時の議論に供することができる指標となるかどうかという辺りは検証が必要だというような印象です。

ちょっと雑駁な意見になりましたけれども、委員の皆様方の御議論を踏まえながら、コメントを述べさせていただきました。

恐れ入りますが、先ほど申し上げた「不測時」とはどのような状況なのかという辺りの御説明をいただければと思います。

○総括審議官 分かりました。

以前の3回目の基本法検証部会の資料を見ていただければと思いますけれども、その中に緊急事態食料安全保障指針の概要の資料が付いております。この資料をかいつまんで言うと、まず食料の供給に影響を及ぼす不測の要因、これは国内的な要因と海外の要因で、例えば国内要因では、国内で大規模な自然災害、異常気象が起こったとか、感染症が流行したみたいな6つの要因が掲げられています。また、海外における要因につきましては、大規模な自然災害、異常気象であるとか感染症に加えて、輸出先国における紛争、政情不安、テロ、あと輸出国における輸出規制、あと貿易障害、あと為替の変動、あと石油等の燃料の供給不足といったような19の項目が掲げられております。

こういった不測の要因が起こった形で、まずレベル1ということで、特定の品目が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合がレベル1。レベル0というのは、レベル1以上の事態に発展するおそれがある場合。また、不測時が究極的な話はレベル2として、1日1人当たりの供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予測される事態というふうになっています。

ただ、このあたりにつきましては、実際の措置として発動する場合については、要因と、例えば実際のレベルにつきましても、当然価格の高騰というようなものもありますし、量と両方ありますので、更に議論を深めていく必要があるというふうに考えております。

ちょっと1点コメントをよろしいですか。あと基本計画の見直しに当たっての食料安全保障の対象ですけれども、1点参考で申しますと、イギリスの事例を申しますけれども、イギリスにつきましては、いわゆるグリーン、緑の施策みたいなのもイギリスの食料供給という中に入っておりますので、これは食料安全保障の捉え方を短期で見るとか、あと長期的な段階での生産力と見るのかという取り方で、フレキシブルな範囲設定というのとはできるのではないかと考えておりますので、御参考までに。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

あと5分ほど時間がございますので、もし御発言を求める方がいらっしゃればお受けしたいと思いますが、オンラインの方も含めていかがでございましょうか。

それでは、清原委員お願いいたします。

○清原委員 先ほど堀切委員、それから大橋委員からちょっと言及があった垂直的な職業間組織のことでちょっとお話ししておきたいと思うんですけれども。

まず堀切委員が、フランスの組織が本当に垂直的な組織なのかというふうに質問されていたんですが、実際に私、調査に関わったことがありますして、フランスにもある家畜食肉専門職業連合協会、あるいは全国乳業職業連合センターというのは本当に垂直的な組織です。こういったものを作るのにすごく大きな社会的なコストが掛かるんじゃないかというふうな御指摘もあったんですけども、こちらの組織の構成員というのが、つまりフードチェーンの各段階の水平的な組織が入っているということです。

大橋委員の方からは、価格のためだけにこういった組織を作ることによってちょっと疑問を呈しておられたんですが、これらの組織の目標は、価格だけが目的ではなく、主に品質を伴った食品を作っていくことです。例えば食肉とか牛乳ということになると、衛生とか安全についての品質を担保するために作られている。また、政府の決定に対して、それを適合できるように、小さな事業者が適応できるように基準を作るであるとか、そういったことのため。つまり、一段階の水平的な組織だけでは解決できない課題を解決するためにこういった組織が作られているということです。

こういった組織の中で、もちろん価格についても検討するんですが、当然ですが、競争法との関係もありますので、簡単に公平な価格を実現できるかといったら、それも大変難しいようです。大橋委員が言われるようなカルテルのようなことは実際には起こらないというふうに考えております。

口頭だけだとちょっと分からないかもしれないんですが、論文などもありますので、よかったですら後ほど情報を提供したいと思います。

少し追加で情報をお伝えしました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。もしよろしければ、御関係の委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

ほかの論点でいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

あと最後にちょっと印象的だったのは、合瀬委員から、あまり細かいことを書くと、ころころと基本法を変えなければいけないというのは、確かにそのとおりで、今回から検証は、基本法を基に運営していく上での特に重要な論点を整理して、それが今回の基本法の条文で対応できるかどうかというのは、この後ちょっとチェックしていくことになり、もし当てはまらない、カバーできないならば改正をしていくということだと思います。今

の段階でもかなり細かいこともこの枠組みで対応できておりますので、全部これを法律に盛り込むというわけではないとは承知しております。

それから、大橋委員からも非常に重要な御指摘を頂きましたが、多分大きな枠組みとかビジョンみたいなものを前提にしながら基本法をもう一度見直していく必要があるという御指摘だと思います。基本計画は5年ごとなので、そこは大きなビジョンということからはちょっと離れているんじゃないかと思えますけれども、非常に重要な御指摘を頂いたと思っております。

では、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から次回の御説明をお願いいたします。

○政策課長 では、次回の基本法検証部会は5月19日金曜日の13時半からを予定しております。議題は、中間取りまとめの素案についてお示しいたしまして、御議論いただきたいと考えております。

また、詳細につきましては、調整つき次第、御連絡いたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会は閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後3時27分 閉会